

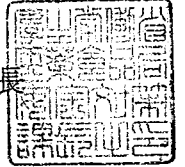


薬食安第 0301003 号  
平成 19 年 3 月 1 日



各 都道府県  
政令市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について

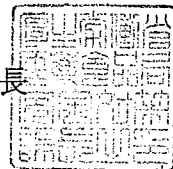
「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」については、平成 18 年 9 月 15 日付け薬食安発第 0915001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について」の別紙により示したところですが、今般、表示対象とする医療用医薬品及びデータ要素のアプリケーション識別子について修正・追加を行うため、同実施要項を改正し、別添のとおり、日本製薬団体連合会会長等に対して通知いたしましたので、御了知願います。



薬食安第 0301001 号  
平成 19 年 3 月 1 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について

「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」については、平成 18 年 9 月 15 日付け薬食安発第 0915001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について」の別紙により示したところですが、今般、表示対象とする医療用医薬品及びデータ要素のアプリケーション識別子について修正・追加を行うため、同実施要項を別紙のとおり改正し、別添のとおりとしましたので、下記の点に御留意の上、貴会会員企業に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. データ要素の有効期限について、有効期限を年月日時分で表示することができるよう、アプリケーション識別子 7003 を追加したこと。(例：血液成分製剤や放射性医薬品など)
2. データ要素の製造番号又は製造記号について、製品のライフタイム全体にわたり、メーカーが設定した連続番号又はコードを使用することができるよう、アプリケーション識別子 21 を追加したこと。(例：血液成分製剤など)

## 別紙

「1 表示対象及び表示するデータ」中「表示対象は医療用医薬品」の下に「(体外診断用医薬品を除く。)」を加え、(注 8)を削り、(注 9) から (注 12) までを(注 8) から (注 11) までとする。

「5 データ要素の表記順及びアプリケーション識別子」の表中「17」を「17 又は 7003」に、「10」を「10 又は 21」に改める。